

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊池 孝君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（菊池 孝君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（菊池 孝君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第1、議案第13号 住田町森林環境譲与税基金条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 議案第13号 住田町森林環境譲与税基金条例について、ご説明いたします。

平成31年4月から施行される森林経営管理法の成立を踏まえ、市町村が実施する森林整備、木材利用の促進等に必要な財源に充てるため、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）、森林環境譲与税（仮称）が創設されます。森林環境税は平成36年度から課税、森林環境譲与税は平成31年度から譲与されます。このことから、住田町における林業振興を図るため、新たに住田町森林環境譲与税基金条例を制定しようとするものであります。

まず、第1条は基金の設置について、第2条は基金の積み立てについて、第3条は基金の

管理について、第4条は運用益金の処理について、第5条は基金の処分について、第6条は委任についてそれぞれ定めようとするものであります。

附則につきましては、施行期日は平成31年4月1日からとするものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

7番、村上薫君。

○7番（村上 薫君） 質問いたします。

先月の26日に、町内の若手によります、すみた山守育成プロジェクトキックオフ講演会が開催されました。その年間の事業計画を見ますと、森林の施業研修会、あるいは手入れ不足の森林の整備、間伐材等の搬出事業、木質バイオマス材の利用促進、物販とあります。この中身はまさに森林環境譲与税を使った形の先導的な事例になるかと思うんですが、これらの人材育成、担い手確保のためにも、こういう活動をぜひ応援をしていくべきだというふうに考えますけれども、この森林環境譲与税に当たってはどのようにこういうような活動を支援していく考えかお尋ねいたします。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） すみた山守プロジェクトに譲与税を活用してはどうかというご質問でございますが、この団体につきましては、頑張って事業の推進を図っているところとあります。譲与税の対象となれば譲与税を使うということも考えられますが、対象とならなくても町としてできる応援は行っていきたいものと考えているところとあります。なお、このプロジェクトでは、31年度事業につきましては、国、県の交付金事業を使って事業を実施していくというふうに聞いているところとあります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○7番（村上 薫君） それから、林野庁のホームページを見ますと、環境譲与税の例なども既に例示があるわけですが、そういう中で木材の利用促進、普及啓発ということもありまして、私は今後、教育とか医療、福祉現場、あるいはオフィス等の職場環境改善も視野に入れていくべきなんだろうというふうに考えます。例えばですよ、提案ですけれども、緑と文化の交流協定などというものも結ばれているところもあるんですが、例えば私たちの町は住田町ですが、都市と言いますと東京都の墨田区もあるわけですが、住田町と例えば墨田区と一

緒に組んで、こういう木材利用促進を図っていく、例えば木いくプロジェクトで開発した町内産の机、椅子、これらのものを墨田区の小中学校の改築、あるいは机、椅子の更新等に当てていただくとか、そういうふうな考えもあってもいいのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） そういったさまざまな活用方法というのはあると思います。以前にもお話をしておりましたけれども、総務省で今の国会でこの税関連の法案を審議するということになってございます。その後、この譲与税の用途に関する留意事項や活用方法などをまとめたガイドブックを作成して配布するというで聞いております。それらも見ながら検討してまいりたいと思っておりますし、譲与税の用途は森林整備の促進、担い手の確保、人材育成、木材利用の促進などというふうになっておりますが、新たな森林管理システムでの森林整備、これがまず優先されるということになります。その残額をもってさまざまな事業を展開するというで捉えているところであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） ほかがございますか。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） ただいま、この森林環境譲与税基金条例の設置に当たっての趣旨の説明がありましたけれども、この森林環境税を設けた背景を振り返りますと、いずれ、国はこれまで林業予算を削って、全体的に日本国内の林業の衰退を招いたというふうに私は捉えているんです。その中で、個人住民税の均等割に年1,000円の上乗せをして国が徴収して地方自治体の森林整備に資するということなので、これをうまく運用していくということは、国民におかれる中でも大きな責任を伴うと思うので、その運用に当たっては先ほどの趣旨の説明のことを念頭に行われるんだらうとは思いますが、そこで今、住田町の森林が抱えている状況の中で即対応のことを考えていかなければならない問題として考えられるのは、一つは町内に住所を置かない森林所有者の対応、あるいは所有者不明の森林、土地も生まれているというようなことで、均等に森林を生かしていく意味ではこれらの対応のことがこの事業を実施するに当たって出てくるのではないかと思います、その辺の見解をお聞かせください。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 新たな森林管理システムの中では、自分で管理ができないという

部分について町に委託すると、その山が十分経営していける山だということについては事業者のほうに町が再委託すると、ただ、経営ができないような山については町がその委託を受けてそこを管理するという形になります。当然、町外におられる方に対しましてもそれらの方法やアンケート、これらをとっていかなければならないというふうに思いますし、所有者がわからない森林については情報を収集しながら、どのような対処をしていったらいいかということを検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 実際にこの制度が生まれたという背景で、町外に住所を有して、そろそろ伐期を迎えている山があるということで相談を受けている例もありまして、それらの窓口を、今後この事業とあわせてやっていく場合に、林政課の中にそういった相談の窓口をしっかりと設置していくのか、あるいは事業者の中で具体的に対応を考えていくか、そこら辺の対応については具体的にはどのような考え方をしているかお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 今後、進めていく中で事業者のほうと検討しながら、協議しながら進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） ほかございますか。

8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 1点だけ。林政課長ね、分収林の把握というのが完全にできているか、要するに分収林を変に考えながらやっている地域があるんだよ。だから、その把握をどういうふうに捉えているかをお聞きします。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 分収林の場所や面積や、そういった部分については、町でももちろん、契約していますので把握はしてございます。ただ、その分収林の中の活動といいますか、動きといいますか、そういった部分については全て把握しているということではございません。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） これね、大変なことが起きるんじゃないかなと思っているのが、行政

側は、分収林というのはあくまでも全体で皆さんが一緒になって分収林というふうな考えで分収林をさせたと思うんですよ。ところが、分収林の中で個人的所有というような考え方でやっているところが結構多いんですよ。こういう場合というのはどういうふうな処理の仕方をするものかちょっとお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 町としましては、契約自体がその組合との契約ということになりますので、その組合の中でその辺は処理していただければというふうに思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） いや、それはそのとおりのさ。ところが、そこがうまくいかなかった場合はどういうふうな形になるのかなと、そのところを心配して聞いているんだよ。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 組合によってさまざまなケースがあると思います。ぜひ、林政課のほうにご相談をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 4番、瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） 今、6番、7番、8番議員等の話を聞きながらですが、いずれ、この森林環境譲与税については新たな部分ということでそのとおりですが、私は住田町にとってはいいチャンスかなというふうに思っています。そういう中では、我々は何回も話をしていますけれども、一般の町民はよくわかりません。そこで、何で環境税として国民1人当たり1,000円ずつ集めるぐらいの大きなことなのかについては環境譲与税にかかわる部分とセットでございまして、その部分を町の住民に、今回についてはこういう意味があるんだよと、前回については東日本大震災ということで全国民から集めましたけれども、それに匹敵するような集め方になりますので、その部分については再度そのぐらいの大事が我々にかかわるよというあたりを大切にしてほしいというふうに思います。そのためには、何で出てきたかということ、単にあれではなくて、この裏にあるのは環境破壊ですから、温暖化ですから、それに基づく一連の流れの中でこういうふうな流れになっていますので、そういう部分をいかに町民お一人お一人にわかるような形で説明するかというのが本当に大切なことだと思いますので、お願いしたいなというふうに思います。

今、3名の方々が質問しておりますけれども、私はそういう意味では、基金はわかります

が、まず基金をこういうふうに具体的に使いますよというふうな形で、もつともつと、使うのは来年でも構いませんが、いずれ、こういうふうになりますよというのを町民にわかりやすく、展望というのかな、その部分をまず示しておいてほしいというふうに思います。いいチャンスだと思いますので、できあがって落ち着いてから説明しても意味がありませんので、つくる時にやるというふうなつもりでやってほしいなというふうに思います。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 事業につきましては、先ほどご説明したとおり、今後検討してまいりたいというふうに思っております。それで、譲与税の事業、この部分については、現在の町単独の補助事業、これらも見直しも図りながら森林整備の推進というのを図っていきたいと思いますし、その情報につきましては、ぜひ町民の方々に提供してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） ぜひともお願いしたいんですが、ややもしますと森林といえば全てお金だけで換算しますので、まずい部分だと思いますので、公益性と、先ほどお話ししたのが公益性の部分でございますから、公益性の財産というか価値というものをきちんと皆さんにわかるような形でアピールしてほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） そのほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 住田町森林環境譲与税基金条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 住田町森林環境譲与税基金条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第2、議案第14号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 議案第14号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

今回の一部改正は、人事院規則の一部改正に準じ、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

人事院規則改正の内容は、働き方改革の一環で時間外労働の上限規制等が導入されることになったことに伴う改正であります。

対照表によりご説明いたします。

第8条中に第3項を新たに設けるもので、長時間労働を是正するための措置として、超過勤務命令を行うことができる時間の上限等を定めるについて、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則に委任しようとするものであります。

附則でございますが、施行期日を平成31年4月1日と定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第3、議案第15号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 議案第15号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由の説明いたします。

今回の一部改正は学校教育法の一部改正に伴うもので、住田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道管技術管理者の資格基準を定める条例及び住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について一括して改正しようとするものがあります。

学校教育法改正の内容は、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とした専門職大学が制度化され、文言として加えられたことに伴う改正であり、第1条において、住田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道管技術管理者の資格基準を定める条例を、第2条において、住田町放課後児童健全育成事業の

設備及び運営に関する基準を定める条例を改正しようとするものでありまして、いずれも専門職大学に関する文言を加えようとするものであります。

対照表によりご説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。

第1条は住田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道管技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正であります。

第3条第1項第3号中及び第4条第1項第2号中、並びに2ページ目にかけての第4号中に専門職大学に関する文言を加えようとするものであります。

2 ページ目をご覧ください。

第2条は、住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。第10条第3項第5号中に同じく専門職大学に関する文言を加えようとするものであります。

次に附則でございますが、施行期日を平成31年4月1日と定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） これまで公共施設における、特に学校の教育現場での配置基準の改正であったわけですが、これまでは水道管理者のほかにボイラー等ということで、そういう学校の施設の改善があって、配置基準は設置になっても現状での職員の配置対応の状況はどうなっているか確認させていただきます。

あと第2条の放課後児童健全育成事業の関係では、いずれ配置する職員の資格が規定になって専門職のところ追加になったわけですが、現状における支援員の有資格者の配置の状況と、あわせて、これを規定していく上では支援員の処遇改善というのともあわせて考えていかなければならないと考えますが、実態についてお聞かせいただければと思います。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 私からは、1点目の質問についてお答えをいたします。

当時、各学校にボイラーというものがあつた際にはボイラー技師ということで配置をした経緯がございます。今は各学校施設にはございませんので、今現在はそういった資格者の配置はしてございません。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 放課後児童クラブの有資格者の関係でございますが、この条例の改正によりまして、その専門職大学というところが加わったというところではありますが、現在のところ、今の有資格者の状況、それに影響ということはないものであります。それから処遇改善等につきましては、31年度、審議していただきました予算の国の補助金の中にその処遇改善に含む部分もあわせて申請して補助を受ける予定としておりますので、そういった中で進めていきたいと考えております。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 第1条のところの聞き方が悪くてボイラーだけになったんですが、かつては各教育施設も町営水道ではなく単独で水道を引いているために、それぞれの学校の水道施設の管理というのが伴ってきたわけですけども、現在は全て町営の簡易水道を利用するという形になっているので、そういった意味での水道技術管理者が学校施設でどういう役割をして、これを配置していかなければならないのかという部分を確認させていただければと思います。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、山田研君。

○建設課長（山田 研君） 本条例の改正部分の布設工事監督者及び水道技術管理者でございますが、これは本町の簡易水道事業に伴い設置しているものでございまして、職員1名がその任を担っているところでございます。学校等でのかかわりの部分でございますが、水道等に何か支障等があった場合にこちらから出向いて技術的支援等を行っているというふうな状況になってございます。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） ほかございますか。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第4、議案第16号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中里学君。

○税務課長（中里 学君） 議案第16号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び減額対象範囲の拡大をするものであります。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条をご覧ください。第2条は課税額を規定している条項で、基礎課税額の課税限度額を58万円から61万円としております。

次に第23条をご覧ください。第23条は国民健康保険税の減額について規定されている条項で、基礎課税額から減額して得た額の限度額を58万円から61万円にしております。また、第2号において、5割軽減世帯の世帯員1人当たり所得判定基準について27万5,000円を28万円に、第3号において、2割軽減世帯の世帯員1人当たり所得判定基準について50万円を51万円としております。

附則において、施行期日を平成31年4月1日とし、改正後の規定は平成31年度以後の年度

分から適用し、平成30年度分までについては、なお従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 国民健康保険の課税については一般質問でも取り上げたわけですが、基礎課税額61万円、3万円多くなるということとなりますと、現在でも大変な負担になっている分で厳しくなるというふうなことを考えます。それで、特に均等割の部分で家族が多い、あるいは新たに子供が生まれてくるというような場合に限度額が多くなるということになると負担になるというふうなところで、実際、これを町内の被保険者に当てるとどういうふうな実態になるか把握しているところがあればお聞かせいただきながら、あわせて、今後国民健康保険の運営にあわせて、このことによって負担が多くなる均等割の考え方を整理していかなければならないんだらうと思いますが、その点、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（菊池 孝君） 税務課長、中里学君。

○税務課長（中里 学君） 実際にはこの課税は来年度からということになりますけれども、今年度の2月分で試算してみたところ、均等割の分ですけれども、これを適用することによって減額が拡大になりますので、6万9,000円ほど減額が増えます。なものですから、全体では1,800万円ぐらいのものが6万9,900円ですのであまり大きな額ではないですけれども、軽減の拡大ということで今回の改正は均等割が減るという形になります。将来的にもこの部分については毎年のように改正されている部分でありますので、今後も国のほうでも検討してまいるのでないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第5、議案第17号 町道路線の認定に関し議決を求めるについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第17号 町道路線の認定に関し議決を求めるについて、提案理由をご説明いたします。

今回、町道認定をしようとする路線は、路線名、二度成木番所跡線、起点、住田町上有住字二度成木32番3先から終点、上有住字二度成木37番4先までの延長134.12メートルの道路で、町道二度成木船作線及び国道340号に接続する道路であります。

路線図をご覧ください。

赤で示した部分が認定しようとする路線で、丸印が起点を、矢印が終点を表しております。この路線は起点が町道二度成木船作線、終点が国道340号にそれぞれ接続し、沿線には住居戸数3棟以上の集落を形成し、相互に連絡する道路であることから、新たに町道として認定し管理するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

7番、村上薫君。

○7番（村上 薫君） このたびの町道名、二度成木番所跡線に関しまして、町道名を地域の歴史文化を感じさせる番所跡線というふうに命名をしていただきまして、地元民として大変嬉しく思いますし、感謝を申し上げたいと思います。なおかつ、現在、昭和橋の架け替えの検討中であるわけですが、これからも命名をする際には、ぜひ地域の歴史、文化を十分に考慮していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、山田研君。

○建設課長（山田 研君） 町道等の路線名並びに昭和橋の架け替えに係る橋の命名の件でございますが、町道にも地域名をつけるとか、今まで同じ、例えば字名であれば何号という番号をつけるとか、そういう名前のつけ方をしてきた実績もございます。その辺も考慮に入れながら、歴史的な部分も含めまして、幅広く路線名についても橋名についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○7番（村上 薫君） 先月の15日ですが、この路線に関しまして太平洋セメント及び龍振鉦業さんのほうで今、袋下山開発を行っているわけですが、この図面を見ていただければわかりますが、矢印が国道340号と直角に交差をしております、その上のほうに林道二度成木線があります。この林道二度成木線を拡幅をするということで、図面を見ますと右側が急勾配でありまして、そうしますと、地元の方々はここの道路を結構使うものですから、ぜひ工事業者さんのほうに見通しが悪い分の改良等を申し入れをしていただきたい、安全対策を十分に講ずるようにしていただきたいというふうをお願いをしたいのですが、よろしくお聞きしたいのですが、その点のところをお聞きいたします。

○議長（菊池 孝君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時41分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 当該路線につきましては、林道ということで機能廃止をして、今後、赤線というところで管理をすることになります。その部分についてのご提案については業者さん等に伝えながら、対応できるかどうか確認してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） ほかがございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号 町道路線の認定に関し議決を求めるについて採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 町道路線の認定に関し議決を求めるについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第6、議案第18号 住民交流拠点施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 議案第18号 住民交流拠点施設の指定管理者を指定することに関

し議決を求めることについて、提案理由を説明いたします。

現行の指定管理が平成31年3月31日で終了いたしますので、新たに指定管理者を指定しようとするものであります。

指定管理者の公募につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき行っております。公募の結果、1社から申請があり、指定管理者候補者選定委員会における審査におきまして、設置目的に沿った今までの運営実績及び意欲的で創意工夫が感じられる今後の運営方針などが評価され選定された指定管理者候補を指定管理者として指定しようとするものであります。

施設の名称は、住民交流拠点施設、指定管理者候補の団体は、岩手県気仙郡住田町世田米字松ケ平41番地4、一般社団法人SUMICA、指定管理期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間であります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 住民交流拠点施設を設置し、まち家の運営に当たって、これまでの3カ年の間の指定管理者のSUMICAの活動については、NPO邑サポートとか各種地域活動団体との連携をとりながら住民交流、あるいはよそからの交流人口を拡大するのに貢献してもらった部分では評価をいたします。そこで、今回、SUMICAが指定管理として再び手を上げたわけではありますが、まち家の運営に当たってSUMICAからの要望等は出なかったものかというふうに思うわけです。特に世田米の地区公民館との併設利用というふうなことで、財源の負担割合とかそういった部分が考えられますので、その点、確認できる点がありましたらお聞かせください。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 指定管理を申し込んだSUMICAからの要望ということですが、私のほうでは特に聞いてございませんし、今回、募集に当たっては今までと同じような形での指定管理ということで募集をしているところであります。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） いずれ、指定管理に当たりましては経営を安定して進めるというふうなことでなければならぬだろうと。今回指定する指定期間の3年間にこだわらず、長い

目で持続性のあるものにしていかなければならないだろうと思うわけです。それで、その主要な経営の柱になるのがレストラン、ケラッセの運営だろうと思うんですが、そこで私なりに利用者の声を聞くと、営業時間とかメニューについての部分の声も聞かれるわけですが、今後、新たな指定管理に当たっては、その辺の検討はどうか確認できていればお聞かせください。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 指定管理の応募に当たりますとは、SUMICAのほうからこういうふうに経営していきたいというような考えを示されております。ケラッセだけではなくて、経営を安定させていくためにも経営改善を旨として進めていくということをお話されているところであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） いずれ、新しい年度に向けての指定管理に当たっては、新たに簡易宿泊棟のことの取り組みも出ているようでありますので、そういった意味では、かなり従業員といいますか、職員の体制から見ても、リスクを多く抱えるこれからの3年間だろうと思うんです。そういった意味でも、経営の部分でそういう確信を持っている部分を指定管理で頼む町としてもしっかりとつかんで連携をとらないと、後で財政的な行き詰まりでストップになるということになりますと、これまでの関係人口の交流とかそういったものが台無しになってしまう心配がありますので、その点のところの確認をしたいと思っております。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 町としても、指定管理として委託をしている責任がもちろんございますので、現在の経営の状況というのを把握するためにアドバイザー等を活用しまして、経営の分析を進めたりしているところであります。その結果を指定管理者ときちんと情報共有しながら経営改善に取り組み、一緒に進めてまいりたいものと考えております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） ほかがございますか。

7番、村上薫君。

○7番（村上 薫君） 先ほども交流拠点施設、まち家世田米駅に関しまして、簡易宿泊施設がこれから使えるようになるということでございますが、この件についてはこれからということで一般の町民の方々もまだ存じ上げないと思っております。それで、いつから使えるようになる

るのか、すぐ大型連休、世田米の三年祭とかまいります。こういうタイミングもありますので、まず、いつから使えるかというのを教えていただきたいと思ひますし、例えば料金設定というのはどういう形になっているのか、どういう使い方、2階の部分に和室が7.5畳とか6畳、8畳とか4室あるわけですが、それは個人なのか、あるいは団体の利用ということなのか、それから素泊まりという形になるのか、この辺のところをお聞きいたします。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 今現在、その取り組みの真っ最中ということでもございますので、決まっていないことがまだ多いわけですが、いつからということの部分については、まだ今現在、消防の計画の届け出をして、その後に営業許可ということになりますので、まだいつから使えるかについては決まっていない状況でございます。

それから料金設定でありますけれども、料金につきましても、まだそこまでの形にはなっていないので、まだ未定となっているようであります。

それから、どのように使うのかというようなことでもございましたけれども、1階、2階、4部屋使うことに考えておりますので、その中で申し込みに合わせて、個人の場合もあろうかと思ひますし、団体にも対応していけるものというふうに考えております。

以上です。

〔「素泊まり」と言う人あり〕

○農政課長（紺野勝利君） 基本泊まりの考えは素泊まりであります。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○7番（村上 薫君） 指定管理料ということで700万円の提示があるわけですが、この中で人員というのは何人見ているのか、それで、私が心配なのは、簡易宿泊施設となれば、泊まる方が夜泊まっているわけですね。そうしますと、宿泊客の緊急時の対応とか、その辺が十分にとられるのかどうかちょっと心配なところがありますので、どういうふうに今考えているのか、何人体制でいくのか、あるいは緊急時はどういうふうな体制でいくのかお聞きいたします。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 指定管理料に含まれる人員の数ということですが、指定管理については1人というふうに見ております。なお、この簡易宿泊施設の部分につきましてはこの指定管理の中には含まれておらず、簡易宿泊施設の部分については指定管理者の収益事業というふうに考えております。

それから泊まった場合に、緊急時等の対応をどのようにするのかということでありまして、これにつきましてはまだ決定はしておりませんが、常駐する必要が出てくるのかなど、その泊まる場合にですね、のように考えているようであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○7番（村上 薫君） この簡易宿泊施設に関しては収益事業ということの中で、その緊急時の対応も考えて常駐もあるだろうということでもわかりました。今後、いずれ、この簡易宿泊施設というのは新しい試みなものですから、住田町の観光、あるいは交流、定住といいますか、移住といいますか、そういう面では簡易に、お試して住田町のその簡易宿泊施設を使っていただいて、泊まっていただいて、住田町がいいなということであれば移住にもつながるというふうに考えますが、企画財政課長はこの辺のところをどのように活用していく考えでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 住民交流拠点施設、まち家世田米駅につきましては、ご存じのとおり、中心地域活性化構想の中で、中心地域の活性化を図る拠点の施設を目的にして整備したものでございます。交流人口拡大ということで、どちらかというと外の人たちをターゲットに町に人を呼び込み、また、地区公民館機能を使って町内の人々がそこに集まるという、町内外人が集まる拠点というふうに考えてございます。従来からレストラン、ケラッセの飲食に人気があった場合でも、なかなかアルコールを飲まれると泊まらなければならないとか帰らなければならないという方々が、泊まる場所があればもっと来れるのに、というような声も聞こえている中で簡易宿泊というのは、オーベルジュといいますか、飲食メインでそこに泊まっていくというような使い方もございます。簡易的にバックパッカーではないですけども、旅行の人たちが気軽に使えるというような場所になると、交流人口の幅の多様性に対応できるのではないかとこのように考えてございます。それがだんだん中心地域の商店街の活性化につながるものが次のステップではないかなというふうに考えているところであります。

○議長（菊池 孝君） ほかがございますか。

4番、瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） 住民交流拠点施設については、すごくいい流れかなというふうに思っていますが、併設されている地区公民館、世田米地区の公民館活動についてはどうなのかな

というふうな形で考えています。というのは、会場の造りはそのとおりです。膝の悪い人はとてもではないが行ってほしくないというふうな部分もありますし、会場利用等にかかわる流れも、ケラッセのほうの関係が大きいわけでございます。あわせて、地区公民館でありながら、果たしていいのかなど、アルコールの件もありますし、それから休みの件もあるんですが、その辺は併設、今までの流れをどのような形で、今後も3年間継続するのかなというあたりを含めてお伺いしたいと。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 住民交流拠点施設に世田米地区公民館も併設ということになっております。今までもいろいろそういった配置を工夫しながら、人数によっては農林会館、多目的ホールを使ってということもありますが、そういったことで事業等を進めてきたところであります。今後3年におきましても、今のところは継続してその形で進めてきたいというふうに考えております。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） 確かに農林会館、それから生活改善センターも含めて施設が近くにありますからいいわけですが、私は小さな拠点を含めて、今からのことを考えれば、もうそろそろあそこはあのような形でやると、しかし、地区の活動そのものについてはもう少し工夫が必要なときなのかなというふうに思います。この3年間は我慢したとしても、いずれ先を見通した、ずっとずっとこういうふうな形ではまずいと思いますので、ぜひとも、この部分についてはご検討をいただきたいというふうに思います。途中で変わっても構いませんが、いずれにせよ、今はきちんと反省すべきところはしたほうがいいと思います。なぜかと言いますと、一般の地区の人たちは必ずしも地区公民館という認識はありませんので、その辺はまずいと思うんです。今からのことを考えればね、その辺の考え方だけお伺いしたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 一応、向こう3年この形でということではありますが、これまでの改善点と申しますか、できるだけそういったものを解消できるように、ソフト的なものになりますけれども、そういったことを工夫してまいりたいと思いますし、今後におきましては今後の施設整備等がまだ不透明なところがあるわけですが、これまでのそういった点を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（菊池 孝君） 8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 2点お願いします。

今、こうやって話を聞きますと、宿泊者も歓迎してそれなりの営業するという形ですが、旅館業界とかそういうような人たちにも情報というのは発信しているのか、それをお伺いします。

それと、今、公民館のことが出たんですが、私もそうと思いますが、今、なぜあの農協の施設を買わなかったのかなと疑問に思うんですが、その点をちょっと2つだけお願いします。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 今回、宿泊を始めるに当たって旅館業者に言っているかどうかという意味ですよね。商工会ではもちろん、ある程度理解はしておりますけれども、直接旅館業界のほうには話をしたという話は聞いておりません。しておりません。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 旧農協世田米支所の関係につきましては、利用計画等の定めがないということもありましたので、その辺については情報交換というところで済ませて、現在その程度でいるというところですよ。農協等と意見交換等をしているという状況にあります。特に具体的な計画がないので、議員さんご提案の部分での取得というふうには至っていないというところですよ。

○議長（菊池 孝君） ここで8番、林崎幸正君の再質問を保留し、暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

休憩前に保留いたしました8番、林崎幸正君の再質問を許します。

林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 副町長に今度は聞きますね。私ね、あそこは後から絶対必要になると思うよ、農協の跡地のあそこは。愛宕の公民館にせよ、何にせよ絶対必要になるような農協の跡地だと、私はそう思っています。ここにいる議長も現町長もみんな農協OBなんだよ。それで、やっぱり町民もそれなりに世話になっているのが住田農協、高田農協の時代があったんだから、交渉して、俺、高いとは思わないんだね。だから、そういう面で、やはりそう

いうふうなことも踏まえながら、農協の組合長に相談すれば、俺はそんなに高くなくいろんな条件もつけないで売ってくれるのではないかとそうと思いますが、副町長。

○議長（菊池 孝君） 副町長、横澤孝君。

○副町長（横澤 孝君） 先ほど総務課長がお答えしたとおり、現段階では行政のほうでは使用目的がないという状況で、具体的なお話には入っていないところではありますが、情報としては町内かな、町内の方で民間の方が利用したいというお話もありますので、まずはそちらかなと思っています。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） いや、民間の方というより、何も目的がない、目的をつくればいいでしょう。だって、今聞いたとおりに、あの公民館だってそれなりに活用できないような話なんだから、やっぱり、建物だってそれなりにあるんだから、そういうふうなことを踏まえながら交渉して買うべきだと思いますよ。町長、いかがですか、3回目ですので終わりですから。

○議長（菊池 孝君） 副町長、横澤孝君。

○副町長（横澤 孝君） そういうお話もありますが、現段階では民間の活力を持っている方がやりたいというお話でございますし、中心地域活性化のためには、町としてはまずはそちらのほうがよろしいかなと思っておりますので、民間の活力のある方の活用があればそちらのほうで考えております。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） ほかありますか。

3番、佐々木信一君。

○3番（佐々木信一君） 住民交流拠点施設のうちで今、駐車場が整備されました。予算委員会の中でも多分取り上げられたとは思いますが、やはり外トイレの部分をいち早く整備したほうがいいのかと思います。秋田県の羽後町では道の駅の中にトイレをど真ん中につくって、すごくお客さんの流れもいいという部分がありますので、早めに外トイレのほうも準備して、蔵の活用という部分もありますし、その辺はどういうふうに今後進めていくのかお伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 住民交流拠点施設全体の今後の整備ということにかかわろう

かというふうに思います。まだ工事着手をしていない蔵については、現状の課題をどのように解決していくかということで、専門の建築家の方々と今後の整備計画を検討している段階であります。国の補助金などを使いながら整備を進めたいというところで、現在、該当する国の補助金を文部科学省などと調整中であります。その整備計画の中で、トイレということはボランティアの方々からも声が上がっているところでもありますけれども、やはりトイレというのは、きちんと管理がされて、きれいな状態で初めて利用する方も気持ちいい施設というところが一番大事だろうとふうに考えております。そのあたりの管理がどのようになされるかというところの環境が整わないと、なかなか整備をスタートするということが難しい状況かなというふうに今のところは捉えているところであります。

○議長（菊池 孝君） 佐々木信一君。

○3番（佐々木信一君） そういふところもあるとは思いますが、できるだけ早く整備のほうを進めて、国からの予算の方法もあるとは思いますが、できるだけ早めに進めてもらいたいと思います。あとはその地域の分に関しては、地域の人たちと話し合いながら進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 住民交流拠点施設は交流人口の拡大ということもありますし、地域の人たちが活用しやすい施設ということもありますので、何か施設を整備する際には、そこを誰がどのように管理していくかというプレーヤーが見つかった時点で一緒に整備を始めるといのが後々の維持管理、あるいは利用の拡大ということにつながろうかと思っておりますので、トイレについても管理等の体制の動きの情報をつかみながら、一緒に進めていければというふうに考えております。

○議長（菊池 孝君） 11番、阿部祐一君。

○11番（阿部祐一君） 地区公民館的機能のほうですが、先ほど8番委員からも出ましたけれども、やはり利用状況を見ますと、旧世田米支所がまち家の駐車場だというような意識が高いわけです、利用するのを見ているとね、誰が見てもね。ちょっと公民館的に狭いというのであれば、そういう農協支所の跡を全部買って一体的にまち家と地区公民館で使うというような計画があれば、どうしてもあそこは中心なので車も寄って来やすいし、先ほどから出ておりますが、一番いいと思うんですが、今後の地区公民館の機能についても一度お願いいたします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 住民交流拠点施設には、先ほども申し上げましたように、町外からの交流人口の拡大と町内の人たちが集まりやすい場所ということで、地区公民館と併設をさせていただいた事業であります。小さな拠点づくりということで、地域の中の動きを複合的に集約していこうという取り組みの一つでございました。先ほど、瀧本議員からもご意見がございましたけれども、それを3年間進める中で地域の方々からのいろいろな課題が挙げられているというような状況も承知しているところであります。今すぐ、このあと地区公民館をどうするのかというのは、来年度、総合戦略の見直しの年でもありますので、そのあたりを住民の皆様の声を聞きながら、この先どのような形にしていけば地域の人たちが地域活動にもっと積極的に自分ごととして取り組む環境がつかれるのかということと一緒に考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（菊池 孝君） 阿部祐一君。

○11番（阿部祐一君） 関連して、愛宕公民館、曙公民館があるわけですが、この公民館が古くて、震災があったときになかなか対応できなかったという例があるわけですね。ですから、地区公民館的なものがあればそちらが中心になるというか、今のままでは狭いといえますか、だから、今後の計画ではやっぱり愛宕、曙地区のそういうことを踏まえた計画を考えてほしいなと思います。意見です。

○議長（菊池 孝君） ほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号 住民交流拠点施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 住民交流拠点施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで農政課長より、先ほど7番、村上薫君の質問に対する答弁に関し、答弁を訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 先ほど、村上議員より簡易宿泊施設への宿泊時の常駐のご質問がございました。先ほども申しましたが、まだ準備段階の状態でもございますので、その常駐に関しては、まだ検討中ということでもまだ検討している真っ最中ということで、訂正をさせていただきたいと思います。

以上です。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第7、議案第19号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議案第19号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを説明いたします。

上有住字土倉地内を範囲とする奥土倉辺地において、平成31年度から平成35年度までの5年間の総合整備計画を策定しようとするものであります。

それでは、別記、総合整備計画書をご覧ください。

1の辺地の概況は、辺地を構成する町、または字の名称、辺地の中心の位置、辺地度点数を記載しているものであります。

2の公共的施設の整備を必要とする事情は、滝観洞の浄化槽設備の更新について、滝観洞インターチェンジの供用開始によりアクセス環境が改善され、今後の観光振興が期待されているところ、法定検査による要改善の指摘により早急な更新が必要である旨を記載している

ものであります。

3の公共的施設の整備計画は、施設名を観光・レクリエーション施設、事業主体名を住田町、事業費を1,258万2,000円、財源内訳のうち一般財源を1,258万2,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1,250万円としているものであります。

なお、この計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、その策定についてあらかじめ岩手県と協議し、議会の議決を経て総務大臣に提出しようとするものであり、既に県との協議については異議のない旨、平成31年1月30日付で回答を得ているものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

7番、村上薫君。

○7番（村上 薫君） この事業は滝観洞の浄化槽設備の更新ということで出ているわけですが、その滝観洞に関しましては一般質問の中でも8番議員やそのほかの議員からも出ているわけです。そこでお伺いいたします。いずれ、私も部分的に取り上げてやるということも、それはそのときの対処でございますので、やむを得ない部分もあるのですが、総合的に観光というものを考えてやっていかなければいけないということを今までも申し上げております。

例えば、この滝観洞の利用に関しましても、今、県道の釜石住田線の改良工事をお願いをしているわけですが、私どもが県のほうの土木所長さん方と、こういう要望を知ってお話すると、いや、村上さんね、これは県庁の本庁に行くとそれぞれの土木所長さん方のバトルみたいになるわけと。そうすると、いかにそこを勝ち抜いて釜石住田線の改良工事を勝ち取っていくか、そうすると、やはり具体的な計画とか青写真があると全然違うんだと、要するに釜石住田線も改良工事も、例えば滝観洞をこれからどういうふうにしていきたいんだというふうな青写真があると説得力が違うんだというふうに言われるわけです。そういう点を踏まえて、どういうふうにそちらの当局のほうでは考えているのかお尋ねいたします。

○議長（菊池 孝君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時26分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 今までも町長、あるいは副町長等からも述べられてきておりますけれども、さまざまな観点から考えていかなければなりません。今回、滝観洞、このままですと利用できなくなってしまうということもあって、緊急的に改善をしていこうというものであります。滝観洞、これからも人をたくさん集めていくためにも、前の答弁でも申し上げましたが、滝観洞に人を集めていくような工夫をしていくという話をしております。そのようなことを含めまして、道路改良等にもそのことを記載しながら、そちらのほうも早く進むように取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○7番（村上 薫君） 町長にお尋ねします。町長は今回の施政演述の中で観光産業振興ということで取り上げているわけです。私は非常にいいと思うんですよ。これは、例えば最後のところはこういうふうに述べております。全般的な総合マネジメントを行う組織として町内の観光関連事業者の組織化に取り組んでまいります、これは前にもこの字句がありました。今回もこういうふうに出ているわけですので、ぜひこれは実現をしていただきたい。いわゆる、これは住田版のDMOのことを言っているわけです。これをやっぱりやらないといけないと思います。町長はどういうふうに今後この立ち上げをしていく考えかお尋ねいたします。

○議長（菊池 孝君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 今後どのように立ち上げをとというご質問でありますけれども、既にそれぞれの組織が議員ご承知のとおりあります。その中の組織の動きが果たして今までどうだったのかというところに課題があるというふうに思っております。そういう部分を再度それぞれ、確かに商工会も含めそうですけれども、少子高齢化の中で人が減ってきていると、活動しにくくなってきているという部分はあるわけですが、そういう部分全て財源、財源ということではなくて、先ほど農政課長も言いましたけれども、前も私も言いましたが、ソフト的な部分の考え方等々を含めて取り組みのあり方、これは議論しながら進めていかなければいけないと考えております。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○7番（村上 薫君） 基本的に私は町長の考え方、進め方はいいと思うんですよ。それで、さっきも町長が言われたとおりに、今、それでは町内の観光を取り巻く団体なり業者さんとか、それがどういうふうになっているかという、例えば観光協会にしても、宿泊の業者であるとか、そういう方々が入っていないんですね。商工会さんのほうには入ってはいるんですけども、実際にトータルに住田町内の観光事業を考えられる部分がないのです。そういう意味で、この観光住田版のDMOというのは非常に大事です。私は提案をしたいのは、町内の方々だけではなくて、今まで例えばいろんなデザイン会議であるとか総合戦略で外部の識者の方々も入ってもらっています。私は今回の住田版DMOを立ち上げる場合は、例えばですよ、JR、あるいは観光業者、あるいは通信会社、マスコミ、NEXC O東日本とか、こういう外部の有識者も入れて、外部から住田を魅力アップさせるためにはどういうふうに見えるんですか、どういうことが考えられるかと、そういうところを既存の団体の方々と一緒にやっぱり考えていく必要があるんだろうと思います。町長にもう一度、こういうような考えはいかがなのか、お尋ねいたします。

○議長（菊池 孝君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 考え方はいろいろあると思います。村上議員おっしゃるとおり、そういう部分の考え方も当然あるかと思えます。そういう中で、一般質問のときもお答えしましたけれども、やはりこの広域でのあり方という部分も含めて考えていかなければいけない。それぞれ気仙2市1町の部分でも課題をそれぞれ持っている部分がある。ただ、このままでは、それぞれやはり前になかなか進まないというところを掘り下げして、反省すべきは反省した中で、その中で村上議員おっしゃるような部分等々も当然検討の項目に入ってくると思えますので、そういう中で進めていかなければいけないと考えております。

○議長（菊池 孝君） ほかがございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第8、議案第20号 馬洗橋補修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めるについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第20号 馬洗橋補修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、説明をいたします。

馬洗橋補修工事の請負契約につきましては、平成30年9月18日に議会の議決をいただき、現在、工事を進めているところでありますが、工事内容を変更する必要が生じたことから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更前の契約金額は6,102万円ですが、219万4,560円増額し、6,321万4,560円に変更しようとするものであります。

変更部分について、添付の図面により説明いたします。

図面は車道部補修一般図と歩道部補修一般図の2枚添付してありますが、最初に車道部補修一般部で説明をいたします。

変更の箇所は、鋼製桁の塗替塗装工に当たり既存塗膜に含まれる成分を調査したところ、有害物質である低濃度PCBの含有が確認されたことから、周辺への影響に配慮する対策と研削材及び塗膜廃材の発生量を少なくする対策が必要となったことから、旧塗膜除去の素地調整工を従来のエアブラスト工法から循環式エコクリーンブラスト工法に変更するもので

あります。また、塗膜廃材の処理については無機性汚泥廃棄物としていましたが、低濃度P C Bの含有により低濃度P C B含有廃棄物処理に変更するものであります。

次に、2枚目、歩道部補修一般図をご覧ください。

鋼製桁、鋼製床版の塗装塗替工については、車道部同様に素地調整工及び廃棄物の処理方法を変更するものであります。

次に、鋼製床版の補修について、橋梁下面からの調査では著しく錆が発生し、穴の空いている箇所が確認されていたことから、4メートル区間の鋼製床版取替工を計上していましたが、橋面の床版コンクリートを取り壊し内側から床版の状態を確認したところ、錆の進行が想定よりも進んでいなかったことから、穴のついた箇所に鉄板を当て熔接する補修工法に変更するものであります。

次に、地覆打替工と高欄撤去再設置工について、鋼製床版を部分補修工に変更することにより既存の地覆及び高欄を撤去する必要がなくなり、削除するものであります。

以上が変更の内容であります。項目により増減し、トータルとして219万4,560円増額となるものであります。

なお、工期については議案への記載はありませんが、低濃度P C B廃棄物の処理に時間を要する可能性があることから、平成31年3月14日までの工期を平成31年3月26日までに12日間延長し、変更もあわせて行おうとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 1点だけお願いします。建設課長ね、こういう構造物に対しての工事した内容そのものが何年間保存されているものですか、行政は。それと、今の廃棄物でもめていると思うんだね。昔の施工方法はそれで通っていたものか、そこのところだね。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、山田研君。

○建設課長（山田 研君） 工事の関係の書類の保存年限の部分でございますが、そのものが存している間は保存しているというふうな状態になってございます。あとはP C Bの部分での検出の関係でございますけれども、これにつきましては、昭和41年から昭和47年の1月の間に製造されたものに使われているというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 当時はこれで許可になったというふうにご理解していいんですね。わかりました。

○議長（菊池 孝君） ほか。

村上薫君。

○7番（村上 薫君） 今回の工事に当たって、低濃度のPCBが発生したということですが、馬洗橋と同年代の他の橋もあるかと思うんです。鉄製の橋桁等の塗装にこのPCBが使われていたということですので、町内にはあとのPCBが使われていたと思われる橋が何橋あるのか質問いたします。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、山田研君。

○建設課長（山田 研君） 今回の馬洗橋から検出されたPCBでございますが、これについては低濃度のPCBということになってございます。PCB特別措置法等における保健所への届け出が必要な基準値は、0.5ミリグラム／キログラムとなっております。当該橋で検出された量につきましては、その9分の1の0.054ミリグラム／キログラムでございます。これにつきましては、保健所への届け出等の義務は基準値を超えていないのでありません。適切な作業と適切な処理を行えばよいということになっております。

町内の橋がどれくらいあるかということですが、先ほど申し上げましたとおり、昭和41年から昭和47年の1月の間にPCBが使われてございます。以後は使用が禁止となっているわけですが、当時はそのとおり使用が認められたということございまして、この間に工事を行った町内の橋は全部で8橋ございます。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○7番（村上 薫君） 昭和41年から47年まで工事をしたもので8橋あるということわかりました。それで、これは世界的な条約の中で、2004年の5月に発効したストックホルム条約というのがあるのですが、これはPCBに関して2025年までの使用全廃、それから2028年までの適正処理を求めているわけなんです。町内のその他の橋ということで8つあるということですが、そうしますと、先ほど0.5ミリ云々の9分の1ということだったということですが、そのPCBの除去と適正な処理というのは、この条約にかんがみてどういうふうになっていくのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、山田研君。

○建設課長（山田 研君） 8橋あるという部分でございますけれども、このうち金成橋については補修工事を実施いたしました。PCBは検出されておられません。今回の馬洗橋は検出されておりますが、必ずしもその間につくられたからといってPCBが使用されているということに限ったわけではないということでございます。

ストックホルム条約等への対応という部分でございますが、PCBそのものは橋梁の構造体に塗装されていたとしても、そのままの状態では拡散はしないということでございます。拡散しないということは当然人体への影響等もないという部分でございます。対象となる橋のうち不検出、処理予定の2橋を除いた6橋の橋につきましては、橋梁補修時に適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） ほかございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号 馬洗橋補修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 馬洗橋補修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第6号の上程、委員長報告、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第9、議案第1号 平成31年度住田町一般会計予算、日程第10、議案第2号 平成31年度住田町国民健康保険特別会計予算、日程第11、議案第3号 平成31年度住田町簡易水道事業特別会計予算、日程第12、議案第4号 平成31年度住田町下水道事業特別会計予算、日程第13、議案第5号 平成31年度住田町介護保険特別会計予算、日程第14、議案第6号 平成31年度住田町後期高齢者医療特別会計予算を一括議題とします。

予算審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（菊池 孝君） 委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、菅野浩正君。

〔予算審査特別委員会委員長 菅野浩正君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（菅野浩正君） 昨日はILCの政府発表もありましたが、間もなく、あの未曾有の東日本大震災から8年目を迎えようとしております。改めて、犠牲になられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

被災地におきましては、復興が着実に進んでいますが、今なお、不便な暮らしを余儀なくされている方々の生活再建と、一日も早い復興と安心して暮らせることを願っております。

さて、去る2月28日、本委員会に付託されました平成31年度住田町一般会計及び5つの特別会計予算の審査の経過についてご報告申し上げます。

予算審査特別委員会は2月28日の本会議で設置され、委員長に私、菅野浩正、副委員長には佐々木初雄君が選任されました。

委員会の審査と経過につきましては、事務局長が朗読したとおりでございます。私からは主な点についてご報告申し上げます。

本予算は一般会計47億5,300万円、前年度比3,300万円、0.7%の増となっております。町税の自主財源比率は30.7%、依存財源は69.3%と前年度と同比率となっております。特別会計については、国民健康保険が一般被保険者国民健康保険税の減など前年度比1,670万円の減で6億9,936万円、簡易水道事業は清水橋添架管移設工事費補償費の計上により前年度比1,983万円増の2億972万円、下水道事業は前年度比403万円減の7,882万円、介護保険事業勘定については9億7,763万円、後期高齢者医療7,085万円となり、一般会計と特別会計の予

算総額は67億9,092万円になっています。

歳出の主な事業は、訪問看護事業、緊急医療に配慮した高規格救急車両の更新、昭和橋架替事業負担金、集合型町営住宅の新築を見据えた設計の着手や、上有住地区公民館新築工事等設計、公共施設の維持補修費などが計上されております。

町民が安心して暮らせる住民満足度の向上に、公共交通体系の整備、地域医療では従来の事業に加え新生児聴覚検査、産婦健康診査と人口減少に歯止めをかけるべく子育て支援の充実、医療、介護費削減に向けた健康増進対策も再確認したところでございます。

農業の活性化策では、イチゴ農家承継の一環としてのストロベリープロジェクト、飼料用トウモロコシの作付け実証試験も示されました。林業事業の推進は、平成31年度からスタートする森林環境譲与税の活用と、少しでも山元に還元される林地残材を利用した再生可能エネルギー事業など、将来を見据え多岐にわたって質疑、討論が交わされたところでございます。

教育行政の推進は、文部科学省研究指定としての新たな教科、地域創造学は、児童生徒や教職員、地域一体となって教育資源を活用した学習は見える化されていると考えております。さらに、国際教育や英語教育の成果と課題、また、文化財の保護と国指定史跡を目指した栗木鉄山跡地の発掘事業などの理解が深まりました。

行財政運営に当たって、住田テレビ自主放送運營業務委託料の削減に見られますように、今後は社会保障費や公共施設の維持補修の増加が続き、ハード事業に伴う公債費は高止まりが見込まれ、神田町長は、現在の比較的健全な財政状況を将来世代に引き継ぐことは我々の責務であり、より効率的で効果的な行財政運営を目指す必要があるとしています。

審査を通して、事業によっては人材不足も明らかになり、今後の計画実施が懸念されます。予算執行に当たっては、委員会での各事業への指摘や貴重な意見を十分に反映していただきますとともに、積極的な町民の声に耳を傾け、町民が誇れる町づくりを期待するものであります。

審査の結果は、平成31年度一般会計予算及び特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、予算審査特別委員会の委員長報告とします。

○議長（菊池 孝君） 議長を除く全員をもって構成する特別委員会の報告については、質疑を行わない先例となっておりますので、質疑は省略します。

これから一括して討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、佐々木信一君。

○3番（佐々木信一君） 3番、佐々木信一です。

平成31年度住田町一般会計予算案及び特別会計予算案について、賛成の立場から討論をいたします。

三陸沿岸道路と釜石花巻道路が3月9日に同時開通します。開通によって沿岸部と内陸部を結ぶ大動脈が形成され、縦・横軸の道路ネットワークの直結により、観光振興や交流人口の拡大など、当町はじめ岩手県の活性化に期待されます。

平成27年度に町がまとめた人口ビジョン・総合戦略・総合計画は、今年度が最終年度を迎えます。若者の雇用を創出する人口減少対策に取り組んできました。医・食・住を重点施策と掲げる神田町政では、予算編成で将来を見据え着実に成果を出し、課題解決を進め、住田い町・住田をつくり上げるときだと思えます。

さて、平成31年度当初予算は、予算審査特別委員会において3日間にわたり慎重審議が行われました。一般会計の総額47億5,300万円で前年度当初予算比3,300万円、0.7%増であります。国保など5特別会計の総額は20億2,795万円で、一般会計と特別会計を合わせた総額は67億9,095万円で2,282万円、0.3%の増となっております。

主な歳入では、自主財源の町税が4億6,662万円、地方交付税が21億円と一番比率が高く、町債が4億7,210万円など依存財源に大きく頼る予算構成となっております。

主な歳出は、重点事項として医・食・住の充実を掲げ、医の分野では訪問介護事業、子育て支援医療費助成、不妊治療補助など町民が安心して暮らすため、保健、医療、福祉、介護の関係機関が連携した新たな医療体制の構築を図ることとしています。食の分野では、耕畜連携の取り組みとして飼料用トウモロコシの作付け実証試験や堆肥活用策の検討を進め、イチゴ農家の事業承継を想定した地域おこし協力隊員採用や加工品開発など起業奨励金でのビジネスへの展開も模索しています。住の分野では、移住希望者の住まい確保策として空き家を改修、集合型町営住宅の建設や上有住地区公民館改築事業を進めていくなど、全体予算は増加傾向にあるが、一方、住田テレビ自主放送運營業務委託は削減に踏み切るなどの予算構成になっています。財政上、今後社会保障費や公共施設の維持補修費の増加が続き、ハード事業に伴う構成比の高止まりが見込まれます。新規事業や継続事業の施策の展開によって産

業が振興され、それによって雇用町民所得の向上につながることを強く要望するものであります。

少子高齢化が進む中で、人口減少対策、定住促進、地域住民が主体となり、課題解決に取り組む、ともに支え合う共生の町を進めていくなど、当局の積極的な姿勢が見られます。

この予算は本町の目指す協働、自立に向けた町づくりと安心してずっと暮らせる町の実現を目指したものだと思います。

以上のことから、平成31年度予算案に賛成するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） これで討論を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第1号 平成31年度住田町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号 平成31年度住田町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第1号 平成31年度住田町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第2号 平成31年度住田町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号 平成31年度住田町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第2号 平成31年度住田町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 平成31年度住田町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号 平成31年度住田町簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第3号 平成31年度住田町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 平成31年度住田町下水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号 平成31年度住田町下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第4号 平成31年度住田町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第5号 平成31年度住田町介護保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号 平成31年度住田町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第5号 平成31年度住田町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 平成31年度住田町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号 平成31年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第6号 平成31年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時06分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第15、議案第21号 副町長の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（菊池 孝君） 提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 議案第21号 副町長の選任に関し同意を求めることについて、ご説明をいたします。

横澤孝副町長の任期満了に伴うものでございますが、再度横澤氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

横澤氏の経歴につきましては、既に皆様ご承知のとおりでございますが、昭和54年、住田町役場に採用され、この間、産業振興課長、税務課長、保健福祉課長、町づくり推進課長、企画財政課長などを歴任し、平成27年4月からは本町の副町長として現在に至っております。昨今、多くの地方自治体が急速な人口減少、少子高齢化の進展、都市部と地方の地域間格差の拡大など課題に直面する中、本町においては、それらの課題解決とともに支え合う共生の町の実現に向け、各種施策を展開しているところであります。

横澤氏におかれましては、その長い行政経験から地方自治体の実務に通じ、その才覚もさることながら、高潔かつ実直な人柄で職員の人望も厚く、本町の副町長として適任の人物でありますので、議員各位の同意を賜りますようお願いするものでございます。

以上、提案といたします。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

人事案件は、先例により討論を省略する例となっておりますので、討論を省略します。

これから議案第21号 副町長の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議 場 閉 鎖〕

○議長（菊池 孝君） ただいまの出席議員数は、議長を除き11人です。

次に、立会人を指名します。住田町議会会議規則第32条第2項の規定によって立会人に10番、高橋靖君及び7番、村上薫君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は本案の賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否と見なします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（菊池 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（松田英明君） 1番、荻原勝議員。2番、佐々木初雄議員。3番、佐々木信一議員。4番、瀧本正徳議員。5番、菅野浩正議員。6番、佐々木春一議員。7番、村上薫議員。8番、林崎幸正議員。9番、泉田是重議員。10番、高橋靖議員。11番、阿部祐一議員。

○議長（菊池 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

10番、高橋靖君及び7番、村上薫君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（菊池 孝君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成9票、反対2票。以上のとおり、賛成多数でございます。

したがって、議案第21号 副町長の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議 場 開 鎖〕

○議長（菊池 孝君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時06分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

◎平成31年度議員派遣の件

○議長（菊池 孝君） 日程第16、平成31年度議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

平成31年度議員派遣の件については、お手元に配付しました一覧表のとおり派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

異議なしと認めます。

したがって、平成31年度議員派遣の件については、お手元に配付しました一覧表のとおり決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（菊池 孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

第21回住田町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時20分